

福岡県産業廃棄物税条例の施行後の 状況と今後の方針等について

令和元年10月

福岡県

(産業廃棄物税に関する検討会)

目 次

報告の趣旨	1
I 産業廃棄物税導入の経緯等	
1 産業廃棄物税導入の経緯	1
2 平成26年度見直し時の検討結果	1
II 産業廃棄物税の仕組みと役割	
1 仕組み	2
2 役割	3
3 税収使途と主な事業	3
III 今回の検討について（検討フロー）	4
IV 産業廃棄物税に係る税収等の状況	
1 課税対象施設数の推移	5
2 課税の特例施設数の推移	6
3 税収の状況	7
4 課税対象施設への搬入量の推移	8
V 循環型社会づくりに資する税制度の導入効果等の検証	
1 県内発生産業廃棄物の処理・処分の状況	9
2 排出事業者に対する意識調査	12
3 特別徴収義務者からの意見	24
4 税収使途事業について	25
VI 産業廃棄物税の効果等	
1 産業廃棄物量の推移に見る効果	30
2 事業者の意識と取組に対する効果	30
3 税収使途事業の効果	30
VII 結論	30

資 料

- 産業廃棄物税に関する検討会設置要綱
- 全国の継続状況
- 排出事業者に対する意識調査（概要、調査票等）

注） 文中において、最終処分（場）とは、特段の注記がある場合を除き、埋立処分（場）を意味する。

報告の趣旨

福岡県では、産業廃棄物の排出抑制、リサイクルの促進等を図り、循環型社会の実現に資することを目的とした「福岡県産業廃棄物税条例（平成16年福岡県条例第34号。以下「条例」という。）」を平成17年4月に施行し、平成22年4月及び平成26年4月に一部改正を行っている。

条例附則第6項において、「福岡県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例（平成21年福岡県条例68号）」の施行後10年を目途に必要ながあれば条例の規定について検討を加え、必要な措置を講ずるものとされている。

そこで、庁内に「産業廃棄物税に関する検討会」を平成30年9月に設置し、条例の施行に伴う産業廃棄物量の推移や事業者の意識変化の分析、税収を活用した事業の実績等を通して産業廃棄物税による政策効果を検証し、産業廃棄物税の今後のあり方を検討した。

I 産業廃棄物税導入の経緯等

1 産業廃棄物税導入の経緯

地方分権一括推進法の施行（平成12年4月）に伴い、本県では行政課題を解決するための政策税制として、産業廃棄物に着目した税を法定外目的税として創設することとした。

庁内の税制研究会がとりまとめた税構想をもとに、これを学識者による専門家会議に諮り、税制のあり方、政策効果、事業活動への影響、他地域との関係などについて検討が重ねられ、産業廃棄物の排出事業者を納税義務者とし、焼却と最終処分を課税対象とする新たな税構想として平成15年9月に最終報告がなされた。

この最終報告を踏まえ、課税技術上の詳細についてさらに検討を加え、平成16年6月に条例を公布し、平成17年4月1日から施行している（九州各県一斉導入（沖縄県は平成18年度））。

2 平成26年度見直し時の検討結果

条例附則第5項で「施行後5年を目途として、この条例の施行の状況、社会経済情勢の推移等を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる」と規定していることから、平成21年度に条例の規定について検討を行い、「福岡県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例」を平成22年4月1日から施行した。

この改正において、当該改正条例の施行後5年を目途に、条例の規定について検討することが条例附則第6項に規定されたことから、平成26年度に条例の規定について検討を行った。

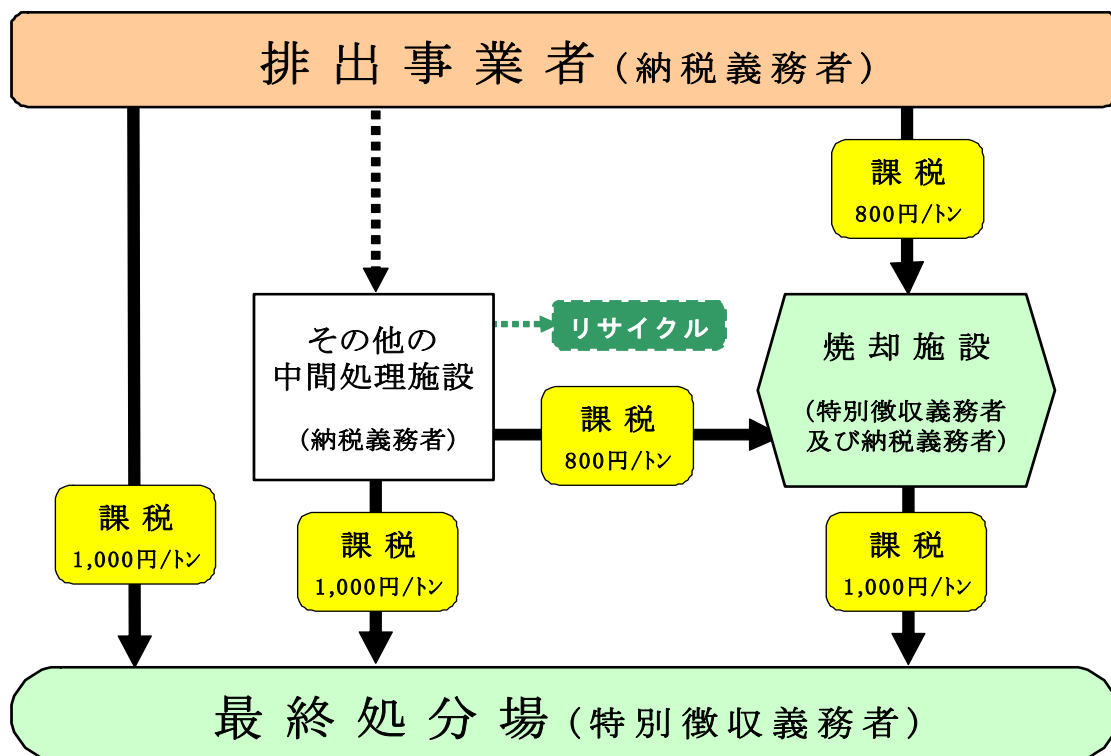
平成26年度の検討では、条例が産業廃棄物の排出量削減や排出事業者の取組を推進するなど一定の効果を発揮しているが、発生量は依然として高い水準で推移していることなどから、条例を継続して施行することとされた。

さらに、5年後を目途に条例の施行状況等を勘案し、必要があると認めるときは、改めて規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるべきであるとされた。

II 産業廃棄物税の仕組みと役割

1 仕組み

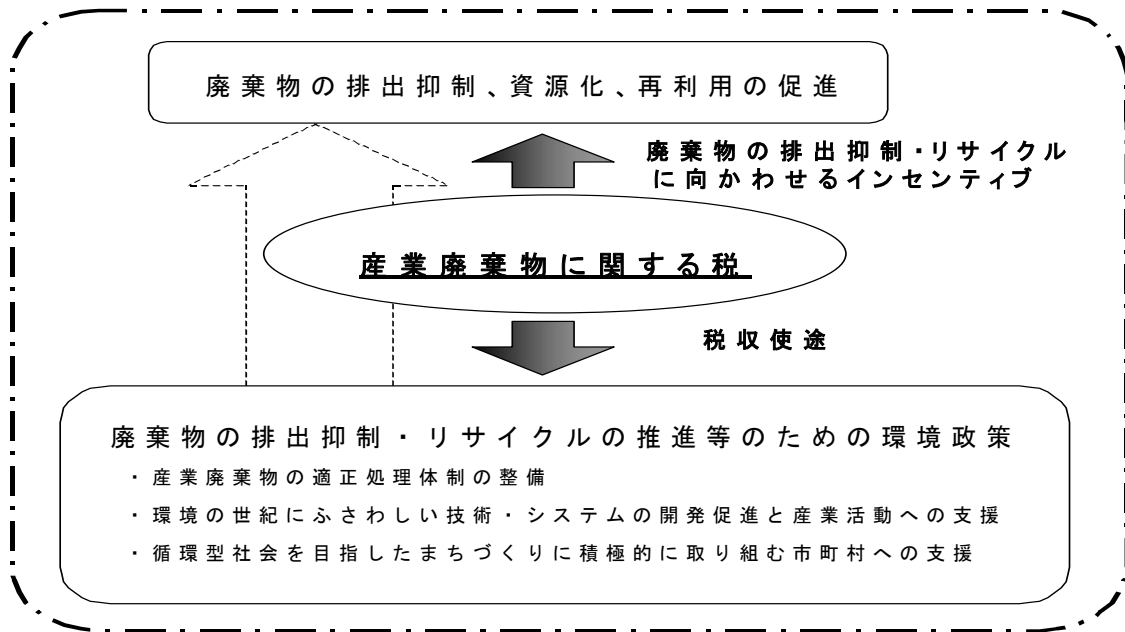
- ◎ より高い排出抑制効果を図るため、排出事業者に税負担を求め、最終処分場への搬入とともに排出に近い中間処理施設への搬入に課税
- ◎ 簡素な税制で幅広くリサイクルへ誘導するため、中間処理段階への搬入の課税に当たっては、焼却施設への搬入のみに課税



項目	内容	
納税義務者	焼却施設及び最終処分場へ産業廃棄物を搬入する排出事業者	
課税客体	焼却施設及び最終処分場への産業廃棄物の搬入	
課税標準	産業廃棄物の重量	
税率	焼却施設への搬入量 1 トン当たり	800 円
	最終処分場への搬入量 1 トン当たり	1,000 円
徴収方法	焼却処理業者及び最終処分業者による特別徴収 (申告納入)	
	排出事業者及び中間処理業者による申告納付	

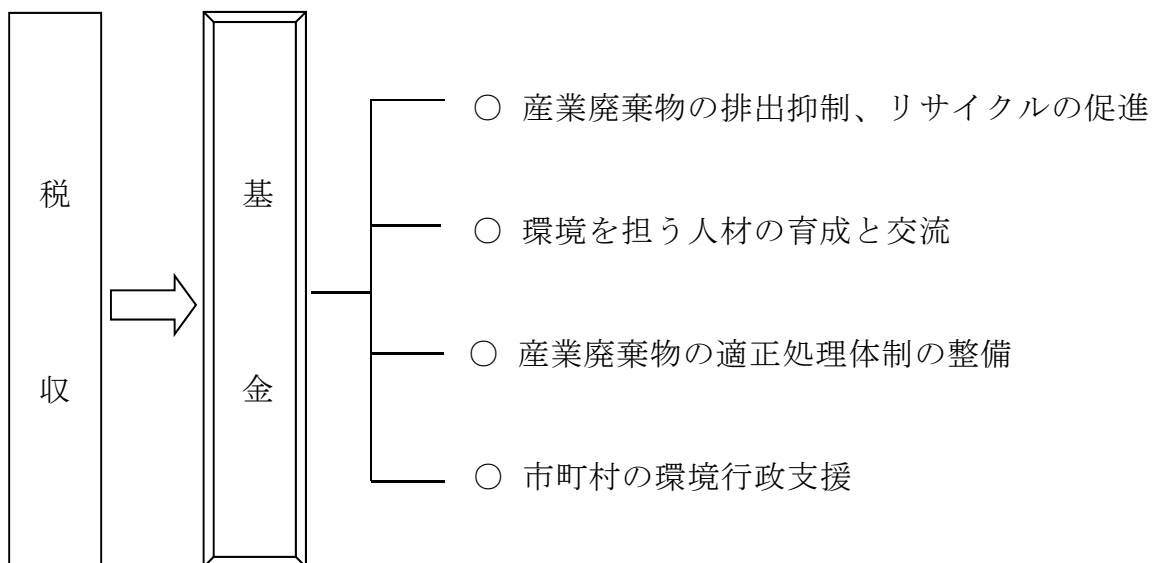
2 役割

産業廃棄物税は、事業者に産業廃棄物の排出抑制、リサイクルへの動機づけ(インセンティブ)を与えることのほか、税収を環境政策の財源に充てることにより循環型社会づくりに向けた取組を一層促進させる役割を担っている。



3 税収使途と主な事業

産業廃棄物の排出抑制、リサイクルの促進その他適正な処理の推進を図ることを目的に、基金を設置の上、以下の項目を柱とした施策に充当する。



Ⅲ 今回の検討について（検討フロー）

改正条例施行後 10 年を目途として、必要があると認めるときは、
条例の規定について検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。（附則第 6 項）

【事前整理】



- 導入の経緯
- 前回の検討結果
- 税の仕組みと役割 等



【検討内容】

1 産業廃棄物税に係る税収等の状況

- 課税対象施設数の推移、税収及び課税標準量等の状況

2 循環型社会づくりに資する税制度の導入効果等の検証

① 産業廃棄物に関するデータ等の整理・分析

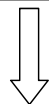
- 産業廃棄物の発生量、排出量、処理・処分量の推移データの整理

② 税導入によるインセンティブ効果

- 排出事業者に対する排出抑制、リサイクル促進への意識調査、分析
- 特別徴収義務者からの意見集約

③ 税収使途事業の効果

- 税収使途事業の実績及び成果を把握し、その効果を分析



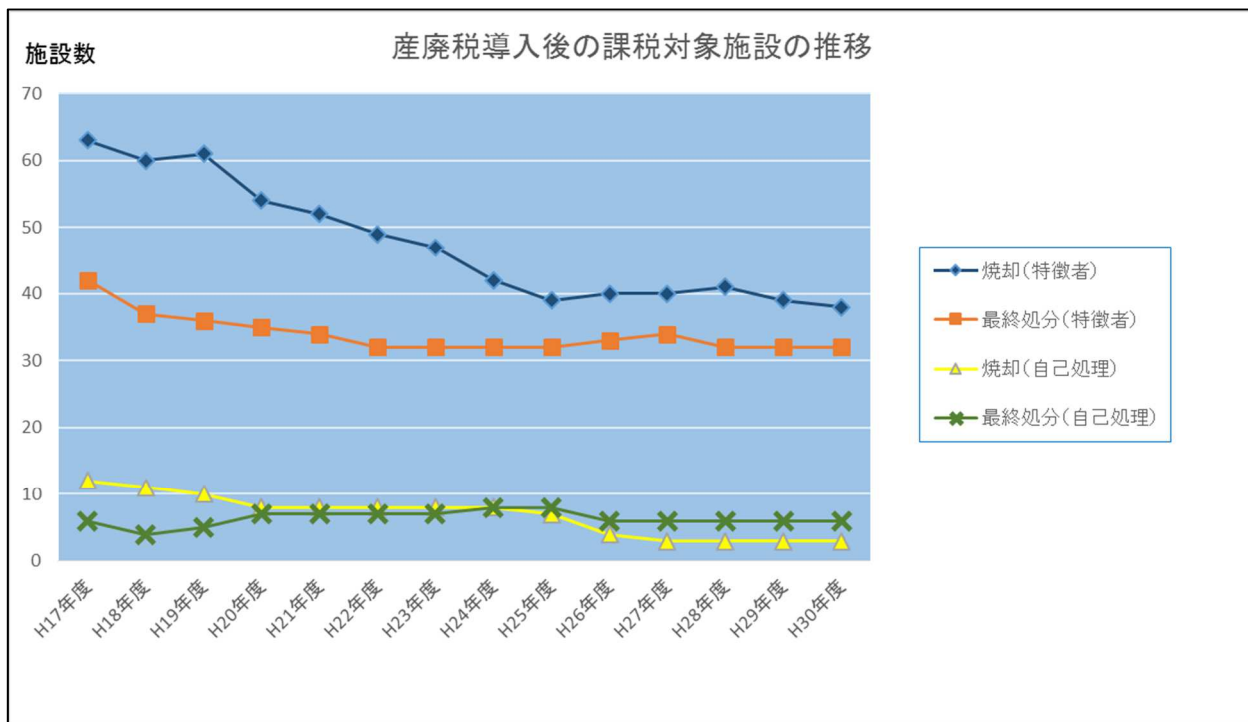
条例規定の検討の必要性を判断
報告書作成



条例改正

IV 産業廃棄物税に係る税収等の状況

1 課税対象施設数の推移



	焼却(特徴者)	最終処分(特徴者)	焼却(自己処理)	最終処分(自己処理)
H17年度	63	42	12	6
H18年度	60	37	11	4
H19年度	61	36	10	5
H20年度	54	35	8	7
H21年度	52	34	8	7
H22年度	49	32	8	7
H23年度	47	32	8	7
H24年度	42	32	8	8
H25年度	39	32	7	8
H26年度	40	33	4	6
H27年度	40	34	3	6
H28年度	41	32	3	6
H29年度	39	32	3	6
H30年度	38	32	3	6

※施設数は搬入月を年度ごとに集計した場合の年度末日の数。事業者が複数施設を有する場合でも施設ごとに算定。

焼却施設の数、特別徴収義務者及び自己処理業者が有する施設ともに条例施行後減少したが、近年は横ばいである。最終処分場の数は、特別徴収義務者が有する施設については条例施行後減少傾向であったが、近年横ばいである。また、自己処理業者が有する施設については、条例施行後顕著な変動は見られない。

2 課税の特例施設数の推移

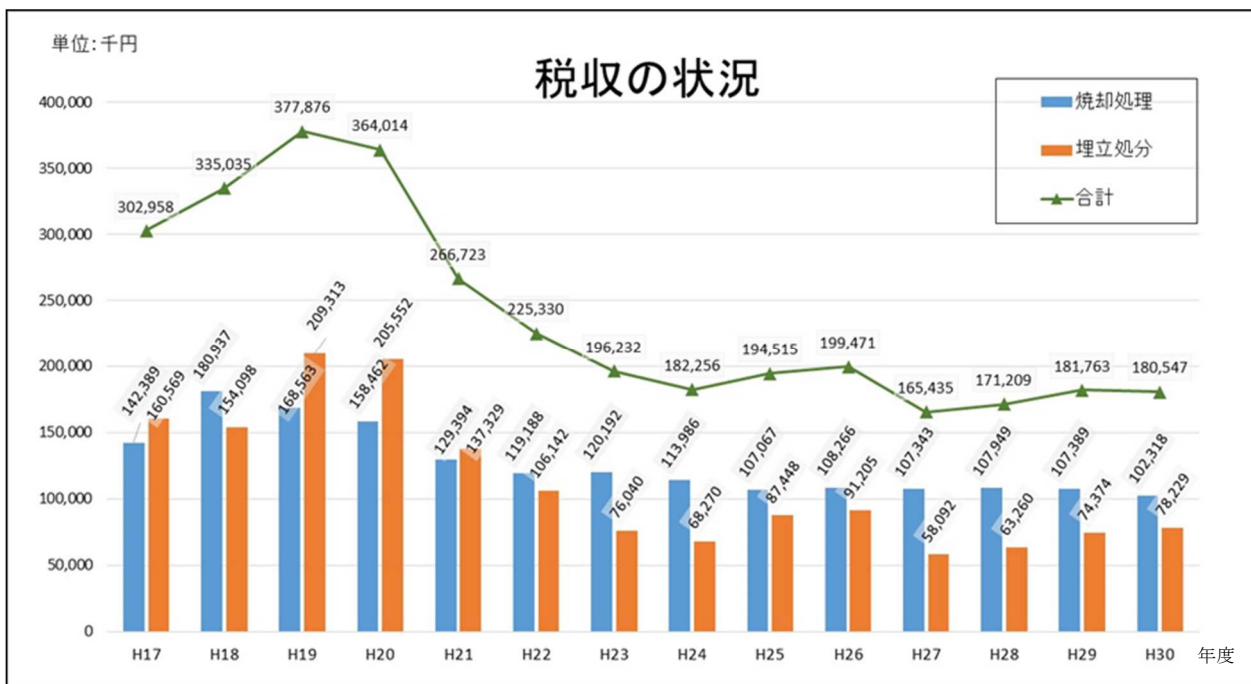
規則条項 年度	条例施行規則第3条		
	第1号	第2号	第3号
H17年度	16	8	3
H18年度	17	8	3
H19年度	16	8	3
H20年度	17	8	3
H21年度	17	8	3
H22年度	17	8	3
H23年度	17	7	3
H24年度	17	7	2
H25年度	17	7	0
H26年度	16	7	0
H27年度	16	7	0
H28年度	16	6	0
H29年度	16	6	0
H30年度	17	6	0

第1号:産業廃棄物を原材料として再生利用する施設
 第2号:産業廃棄物の焼却熱を回収して有効利用する施設のうち回収熱を製品の製造工程に利用している焼却施設
 第3号:産業廃棄物の焼却熱を回収して有効利用する施設のうち熱回収により発電を行う目的で設置されている焼却施設で余剰電力が売却されているもの

※施設数は各年度末日の数。事業者が複数施設を有する場合でも施設ごとに算定。

条例施行規則第3条に規定する「特に循環型社会の形成に資する施設」として認定を受けた課税の特例施設のうち、産業廃棄物を原材料として再生利用する焼却施設（第1号該当、セメント製造施設等）及び回収した焼却熱が製品の製造に必要とされる処理の工程について利用している焼却施設（第2号該当）の施設数に大きな変化は見られないが、焼却熱を回収して発電する施設（第3号該当）は、平成25年度末時点でゼロとなった。

3 税収の状況

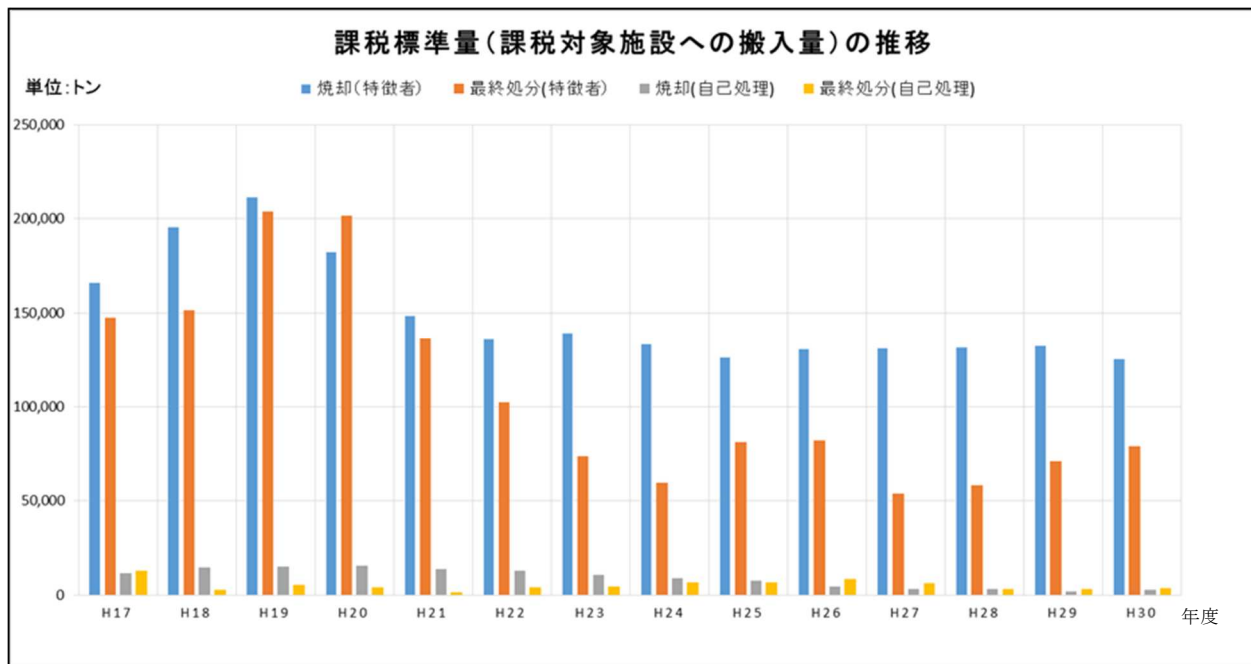


※各年度の税収は、暦年（1月～12月分）の産業廃棄物の搬入量に応じた決算額。
ただし、初年度の平成17年度は、4月～12月までの9か月分。

焼却施設への搬入に対する課税による税収については、平成18年度をピークに減少し、近年は横ばいである。

最終処分場への搬入に対する課税による税収については、平成19年度に増加に転じた後に減少し、近年は小幅な増減を繰り返している。

4 課税対象施設への搬入量の推移



(単位:トン)

	焼却(特徴者)	最終処分(特徴者)	焼却(自己処理)	最終処分(自己処理)
H17	166,208	147,781	11,778	12,788
H18	195,651	151,542	14,843	2,556
H19	211,486	204,120	14,896	5,193
H20	182,572	201,588	15,506	3,964
H21	148,766	136,047	13,703	1,283
H22	135,938	102,120	12,810	4,022
H23	139,248	73,742	10,693	4,517
H24	133,340	59,648	9,143	6,643
H25	126,147	80,897	7,687	6,551
H26	130,633	82,096	4,330	8,474
H27	130,991	53,652	3,368	6,107
H28	131,485	58,238	3,271	3,355
H29	132,387	71,119	1,858	3,256
H30	125,184	78,763	2,705	3,485

※各年度の課税標準量は、暦年(1月~12月)の産業廃棄物の搬入量。

ただし、初年度の平成17年度は4月から12月までの9か月分

課税対象施設への搬入量のうち、近年は焼却施設については一定の水準で推移している。

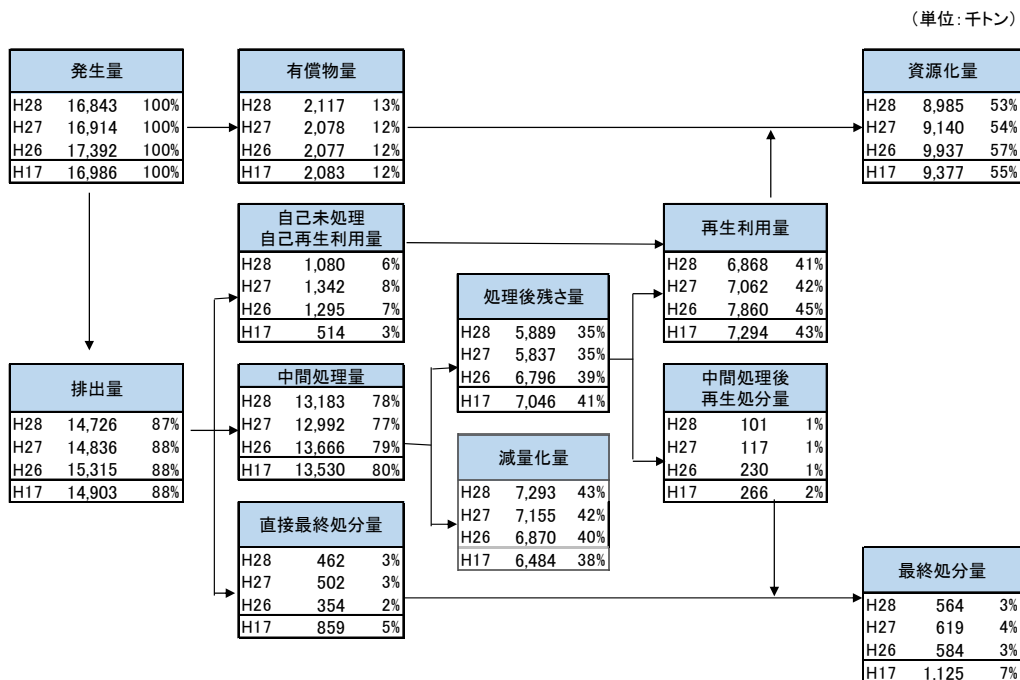
一方、最終処分場については、県外において製品不良により撤去が進められている土壌埋戻材などのリサイクル製品が搬入されたため平成19年度は増加に転じた。平成21年度以降は年々減少傾向にあったが近年は一定の水準で推移している。

V 循環型社会づくりに資する税制度の導入効果等の検証

1 県内産業廃棄物の処理・処分の状況

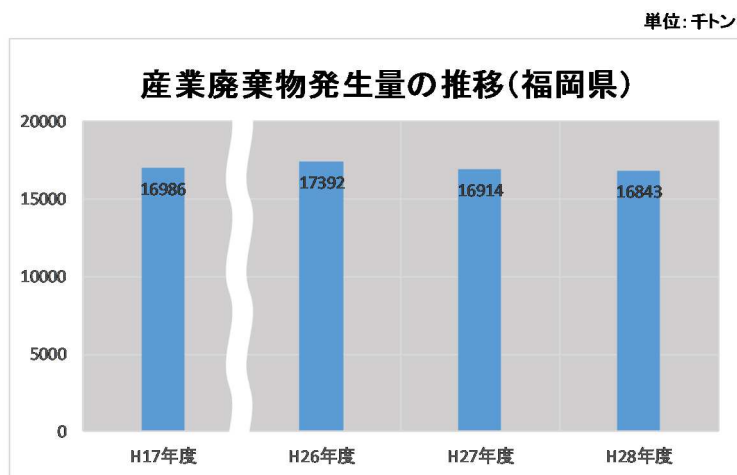
税の導入時期（平成 17 年度）と平成 26 年度から 28 年度までの産業廃棄物の処理実績報告等のデータを基に産業廃棄物の推移を取りまとめた。

(1) 県内発生産業廃棄物の処理・処分の状況



※図中の数値については端数処理により収支が合わない場合がある。

(2) 発生量の推移

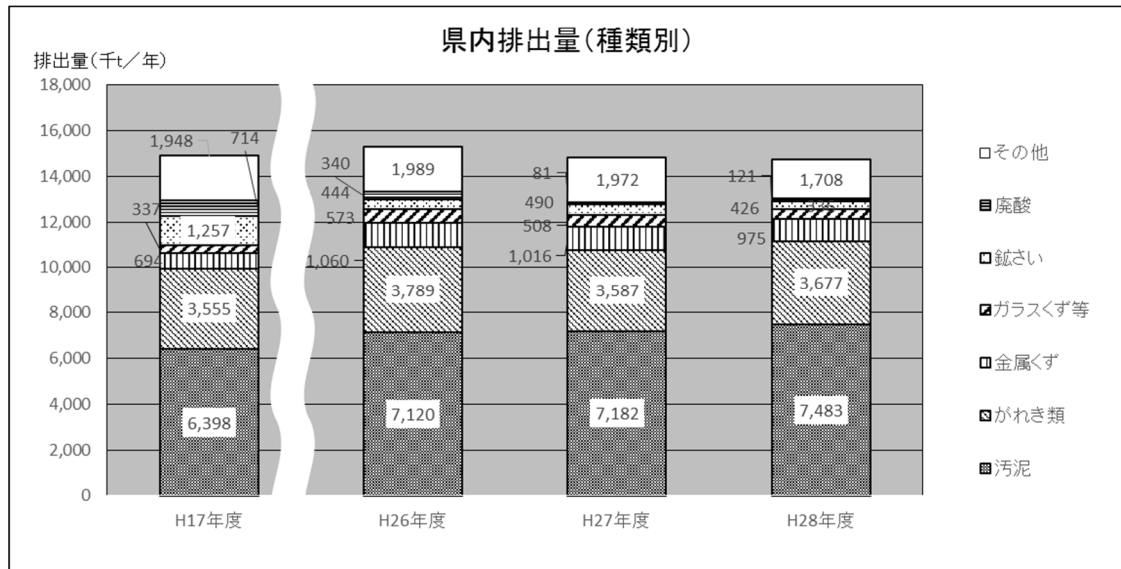


※平成 25 年度から汚泥の重量を脱水前の重量に統一したため、17 年度と 26 年度以降とは単純に比較できない。なお、25 年度の汚泥量は 20 年度に比べて 57% の増となった（汚泥排出量：H20 年度 4,642 千トン→H25 年度 7,266 千トン）。

県内での産業廃棄物の発生量は、平成 26 年度から 28 年度にかけて減少している。26 年度から 28 年度の発生量の平均は 17,050 千トンで、税導入当初の平成 17 年度と比べると、汚泥の重量が脱水前の重量に統一されたことによる増加分を考慮すると、減少していると思われる。

(3) 県内の排出量の推移

ア 種類別排出量の推移



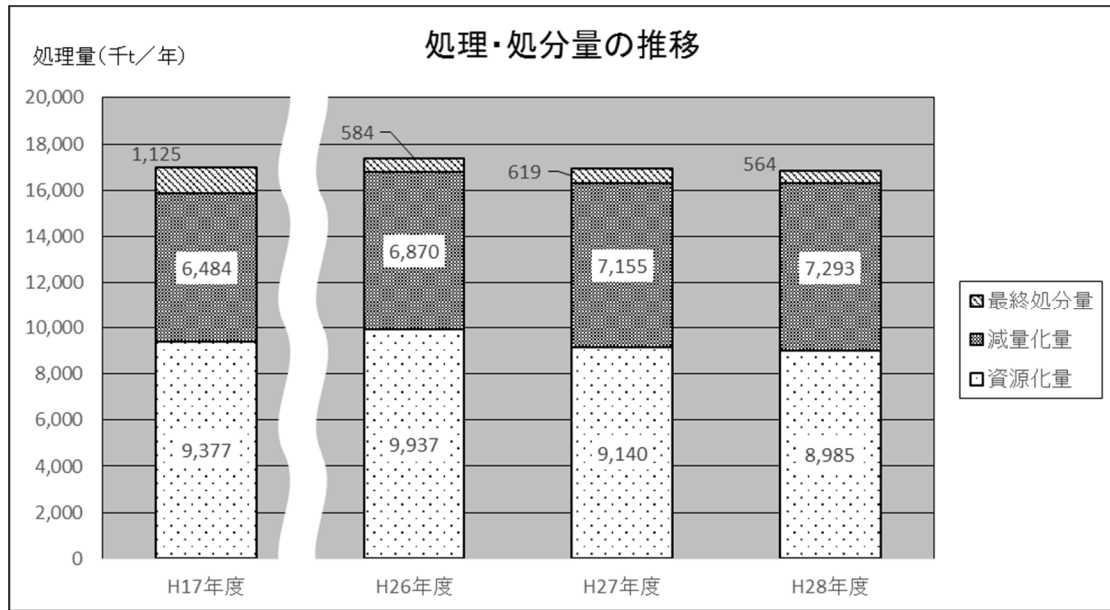
		H17年度	H26年度	H27年度	H28年度
汚泥	量(千トン)	6,398	7,120	7,182	7,483
	率(%)	43%	46%	48%	51%
がれき類	量(千トン)	3,555	3,789	3,587	3,677
	率(%)	24%	25%	24%	25%
金属くず	量(千トン)	694	1,060	1,016	975
	率(%)	5%	7%	7%	7%
ガラスくず等	量(千トン)	337	573	508	426
	率(%)	2%	4%	3%	3%
鋳さい	量(千トン)	1,257	444	490	336
	率(%)	8%	3%	3%	2%
廃酸	量(千トン)	714	340	81	121
	率(%)	5%	2%	1%	1%
その他	量(千トン)	1,948	1,989	1,972	1,708
	率(%)	13%	13%	13%	12%
合計	量(千トン)	14,903	15,315	14,836	14,726

※平成 25 年度から汚泥の重量を脱水前の重量に統一したため、17 年度と 26 年度以降とは単純に比較できない。なお、25 年度の汚泥量は 20 年度に比べて 57%の増となった(汚泥排出量：H20 年度 4,642 千トン→H25 年度 7,266 千トン)。

県内事業場等から排出される産業廃棄物の量は、平成 26 年度から 28 年度にかけてわずかに減少している。平成 26 年度から 28 年度は平均 14,959 千トンで、汚泥の重量が脱水前の重量に統一されたことによる増加分を考慮すると、税導入当初の平成 17 年度と比べると減少していると思われる。

平成 28 年度の産業廃棄物の排出量を種類別に見ると、汚泥が全体の 51%を占め最も多くなっている。以下、がれき類 25%、金属くず 7%等となっており、これらの 3 種類で全体の約 8 割を占めている。

イ 処理・処分量の推移



		H17年度	H26年度	H27年度	H28年度
資源化量	量(千トン)	9,377	9,937	9,140	8,985
	率(%)	55%	57%	54%	53%
減量化量	量(千トン)	6,484	6,870	7,155	7,293
	率(%)	38%	40%	42%	43%
最終処分量	量(千トン)	1,125	584	619	564
	率(%)	7%	3%	4%	3%
合計	量(千トン)	16,986	17,392	16,914	16,843

※平成 25 年度から汚泥の重量を脱水前に統一したため、25 年度の汚泥量は 20 年度に比べて 57%の増となった（汚泥排出量：H20 年度 4,642 千トン→H25 年度 7,266 千トン）。そのため、減量化量の増加は、汚泥の脱水によるものが大きいと推測される。

平成 28 年度の産業廃棄物全体の処理状況を見ると、処理・処分量 16,843 千トンの 43%に当たる 7,293 千トンが脱水、焼却等の中間処理によって減量化されている。

また、処理・処分量の 53%に当たる 8,985 千トンがセメント原料や建設資材、堆肥等に資源化されており、これに減量化量を合わせた資源化・減量化量は 16,278 千トン（96%）となっているほか、処理・処分量の 3%に当たる 564 千トンが最終処分されている。

減量化率は税導入当初の平成 17 年度に比べると約 5%増加し、最終処分率は平成 17 年度に比べると約 4%減少している。

2 排出事業者に対する意識調査

[調査の概要]

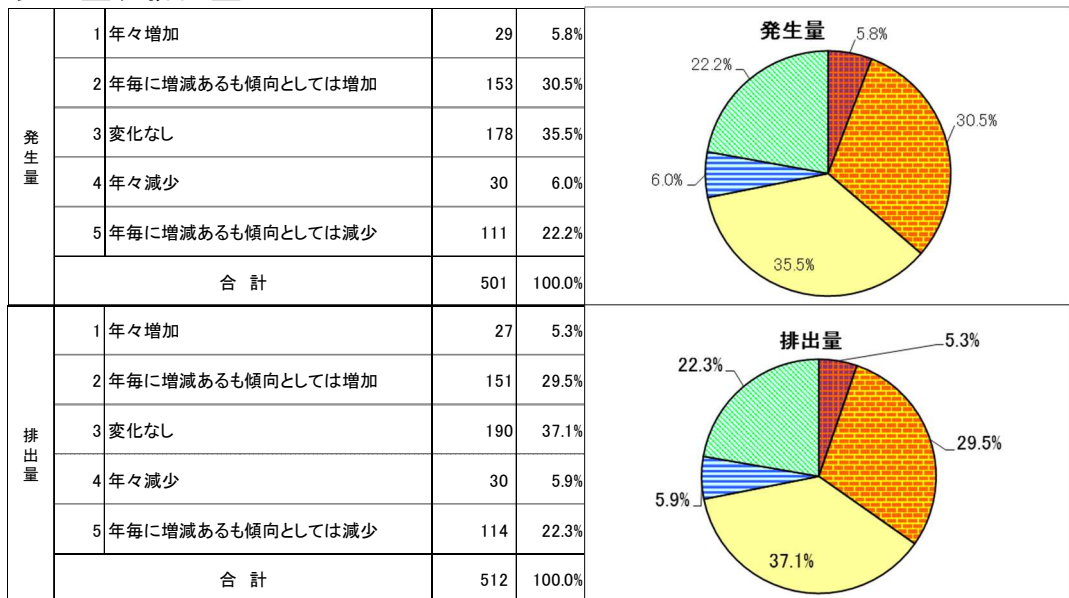
- 産業廃棄物の排出が多い製造業、建設業、電気・ガス水道業を中心に県内の事業所1,169か所を無作為抽出し、調査票を郵送
- 有効回答数515か所

(1) 産業廃棄物処理の状況等について

条例の平成26年度における検証の前後を比較した場合の排出される産業廃棄物量の変化について調査したもの

ア 廃棄物量の変化について

<発生量、排出量>

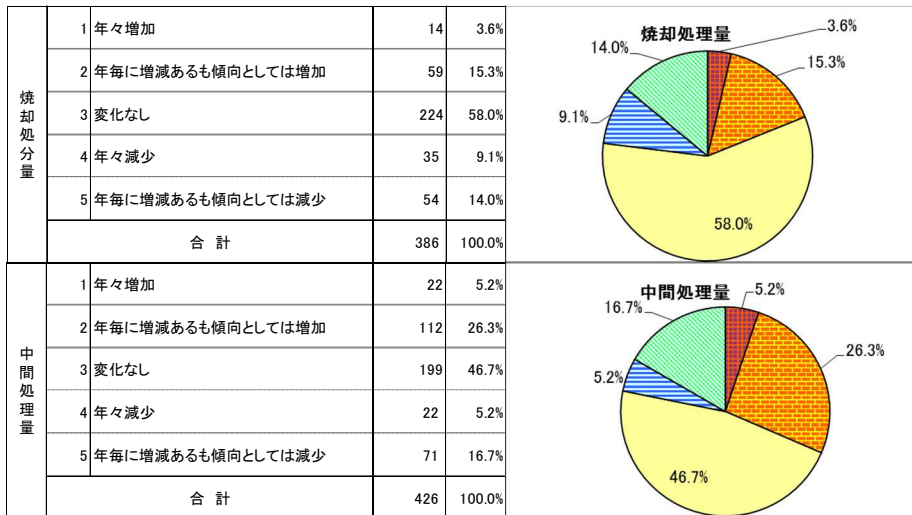


年々増加
 年毎に増減あるも傾向としては増加
 変化なし
 年毎に増減あるも傾向としては減少
 年々減少

発生量については、減少傾向にあるとの回答は「年々減少」と「年毎に増減あるも傾向としては減少」（以下「傾向としては減少」という。）を合わせて28.2%、増加傾向にあるとの回答は「年々増加」と「年毎に増減あるも傾向としては増加」（以下「傾向としては増加」という。）を合わせて36.3%と比較的増加の割合が高い。

排出量についても、同様に減少傾向にあるとの回答は「年々減少」と「傾向としては減少」を合わせて28.2%を占め、増加傾向にあるとの回答は「年々増加」と「傾向としては増加」を合わせて34.8%と比較的増加の割合が高い。

<焼却処分量、中間処理量>

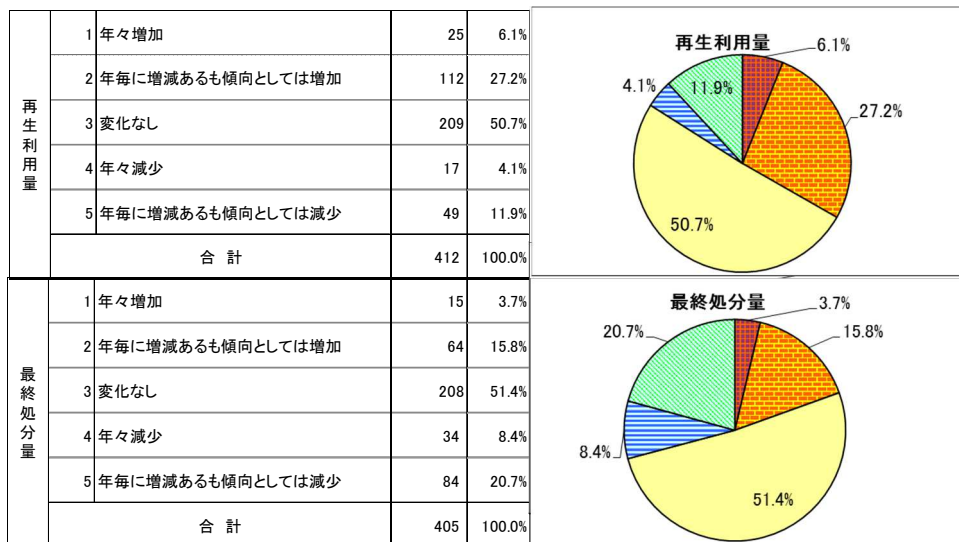


年々増加
 年毎に増減あるも傾向としては増加
 変化なし
 年毎に増減あるも傾向としては減少
 年々減少

処理・処分のうち焼却処理量は、減少傾向にあるとの回答は「年々減少」と「傾向としては減少」を合わせて23.1%を占め、増加傾向にあるとの回答は「年々増加」と「傾向としては増加」を合わせて18.9%と増加の割合は低い。

焼却を除く中間処理量については、同様に減少傾向にあるとの回答は「年々減少」と「傾向としては減少」を合わせて21.9%を占め、増加傾向にあるとの回答は「年々増加」と「傾向としては増加」を合わせて31.5%と比較的増加の割合が高い。

<再生利用量、最終処分量>

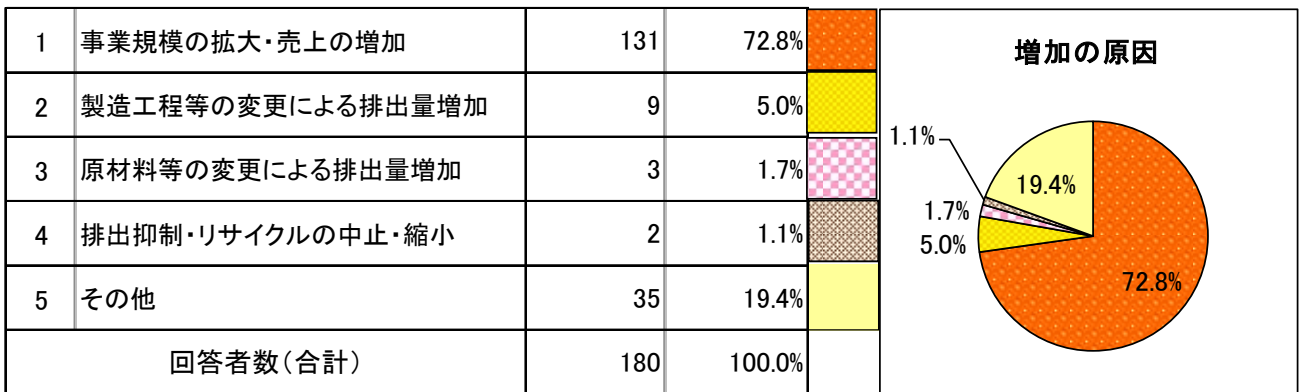


年々増加
 年毎に増減あるも傾向としては増加
 変化なし
 年毎に増減あるも傾向としては減少
 年々減少

一方で、再生利用量は、減少傾向にあるとの回答は「年々減少」と「傾向としては減少」を合わせて16.0%、増加傾向にあるとの回答は「年々増加」と「傾向としては増加」を合わせて33.3%と、再生利用は増加傾向にあるとの回答の割合が高くなっている。

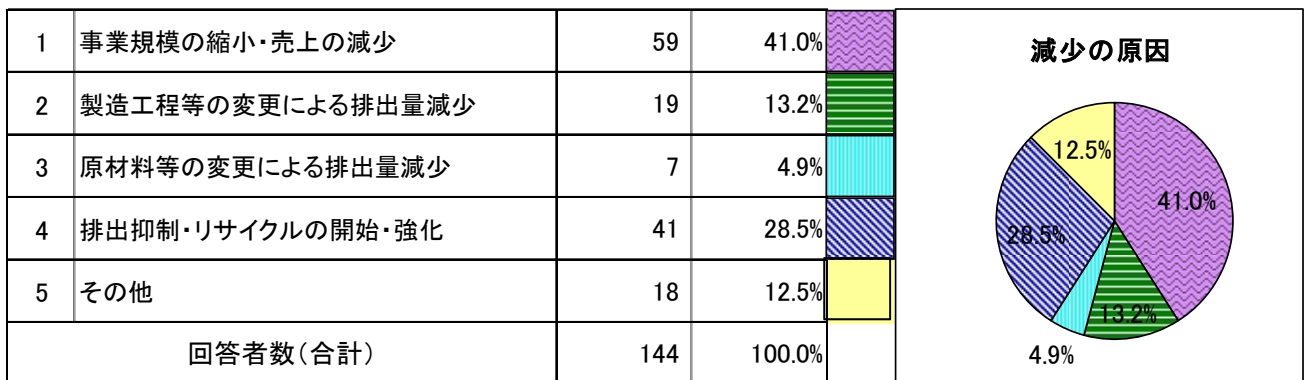
最終処分量は、「年々減少」と「傾向としては減少」を合わせると29.1%を占めており、減少傾向にあるとの回答の割合が高く、「年々増加」と「傾向としては増加」を合わせた増加傾向にあるとの回答の割合は、19.5%と低い。

イ 排出量の増加・減少の原因について
増加の原因



排出量増加の主な原因については、「事業規模の拡大、売上の増加」が72.8%と最も割合が高い。「製造工程等の変更」や「原材料等の変更」を原因とする回答は少なく、「排出抑制・リサイクルの中止、縮小」が原因であるとの回答は1.0%程度であった。

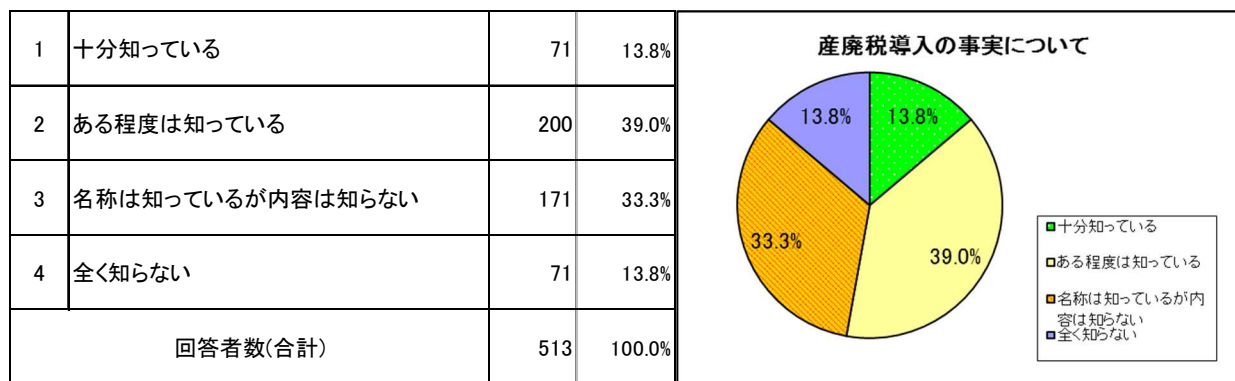
減少の原因



排出量減少の主な原因については、「事業規模の縮小、売上げの減少」が41.0%と最も割合が高いが、「排出抑制・リサイクルの開始・強化」や「製造工程等の変更による排出量減少」、「原材料等の変更による排出量減少」とした回答を合わせると46.6%あり、何らかの排出抑制の取組を行った結果排出量が減少したとの回答は全体の約半数となっている。

(2) 産業廃棄物税の導入の事実について

税の導入事実について周知状況がどの程度か調査したもの

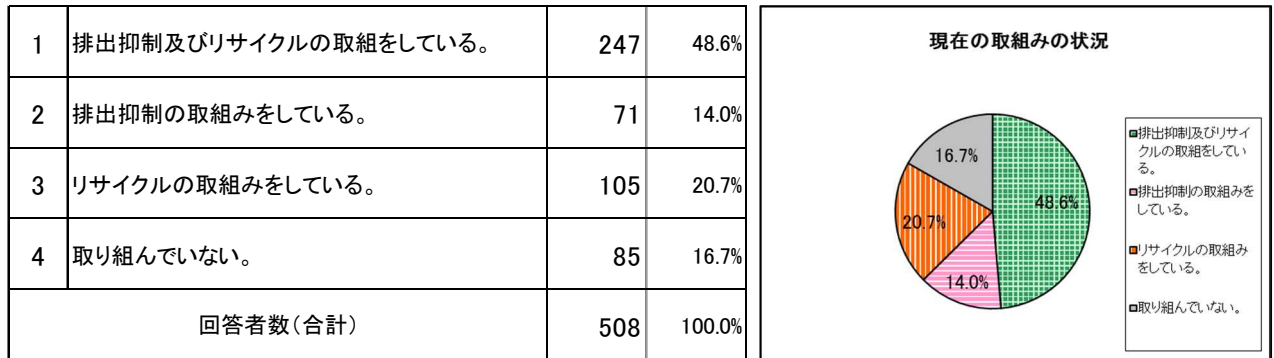


「十分知っている」が13.8%、「ある程度は知っている」が39.0%、「名称は知っているが内容は知らない」が33.3%あり、合わせると86.1%で、産業廃棄物税の周知は進んでいるが、一方で「全く知らない」も13.8%存在する。

(3) 産業廃棄物税の導入に伴う取組の変化について

税の導入に伴う排出抑制、再生利用の取組の変化や影響等を調査したもの

ア 現在の取組の状況

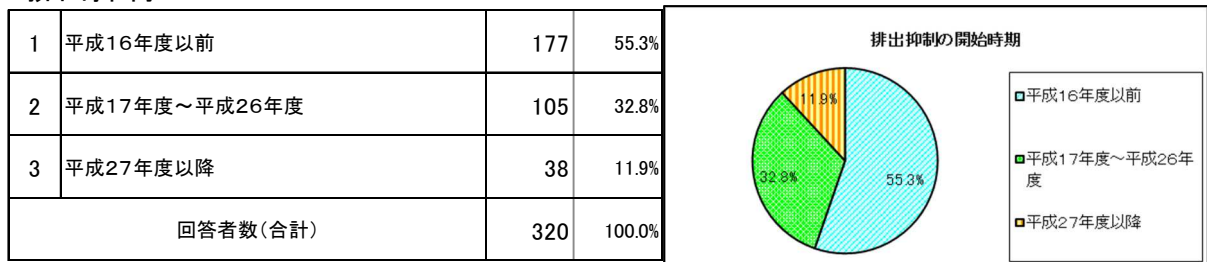


調査時点における、産業廃棄物に対する排出抑制やリサイクルの取組状況を尋ねたところ83.3%と、8割以上の事業所においてこれらの取組を進めているが、取り組んでいない事業所も16.7%存在する。

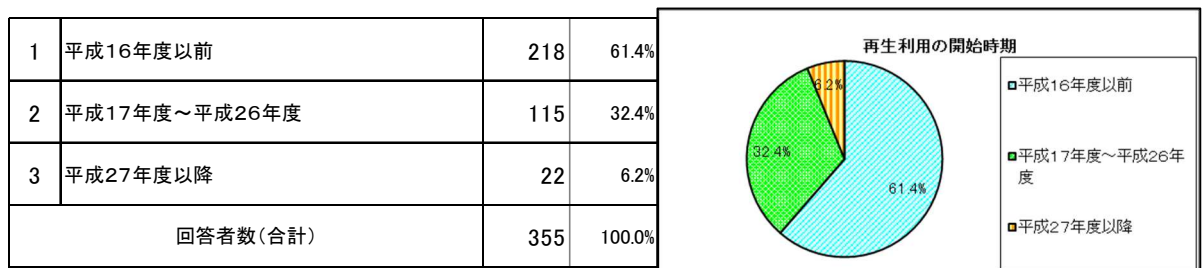
なお、取り組んでいない理由についての調査結果は、後述する。

イ 取組開始時期

排出抑制



リサイクル

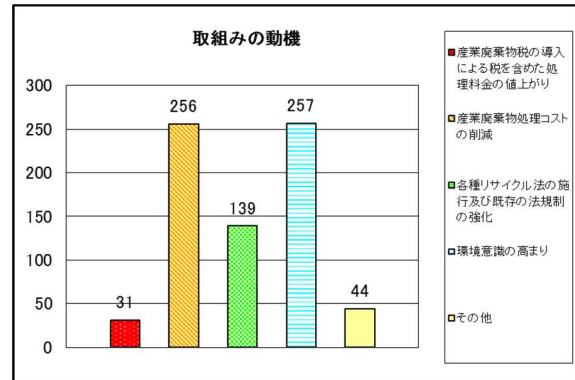


上記設問(1)で何らかの取組を行っている業者(回答1、2、3)に排出抑制の取組の開始時期を尋ねたところ、約半数が条例制定前である「平成16年度以前」に取組を開始したと回答し、制定後の平成17年度以降に開始したとの回答が約4割あり、取組の広がりをみせている。

リサイクルの取組の開始時期についても、同様の傾向であり、約半数が「平成16年度以前」に取組を開始しているが、制定後の平成17年度以降に開始したとの回答も約3割あり、取組の広がりをみせている。

ウ 取組の動機（複数回答可）

1	産業廃棄物税の導入による税を含めた処理料金の値上がり	31
2	産業廃棄物処理コストの削減	256
3	各種リサイクル法の施行及び既存の法規制の強化	139
4	環境意識の高まり	257
5	その他	44
回答者数		419



排出抑制やリサイクルの取組開始の動機を尋ねてみると、「環境意識の高まり」257件、「処理コストの削減」256件など、事業者の自主的な取組が主な動機となっているようである。

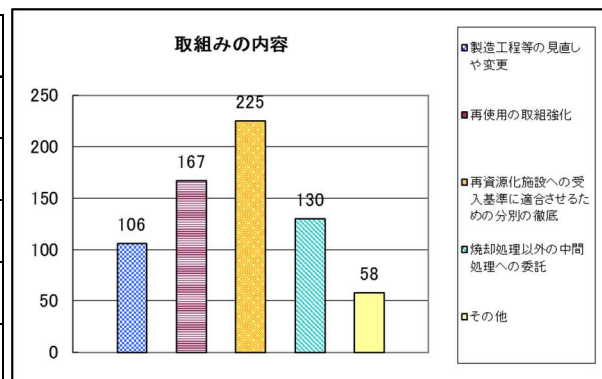
次いで回答が多かった項目は「各種リサイクル法の施行及び既存の法規制の強化」であり、開始時期の意識調査からも見られるように、建設リサイクル法をはじめ各種リサイクル法が整備、充実されてきたことも動機の一つと考えられる。

「その他」の具体的な記述内容をもても、ISO14001認証取得やエコアクション等の自主的な取組、規制強化や法令遵守を動機とする回答が目立つ。

「産業廃棄物税導入による税を含めた処理料金の値上がり」を動機とする回答は少なかった。

エ 取組の内容（複数回答可）

1	製造工程等の見直しや変更	106
2	再使用の取組強化	167
3	再資源化施設への受入基準に適合させるための分別の徹底	225
4	焼却処理以外の中間処理への委託	130
5	その他	58
回答者数		421

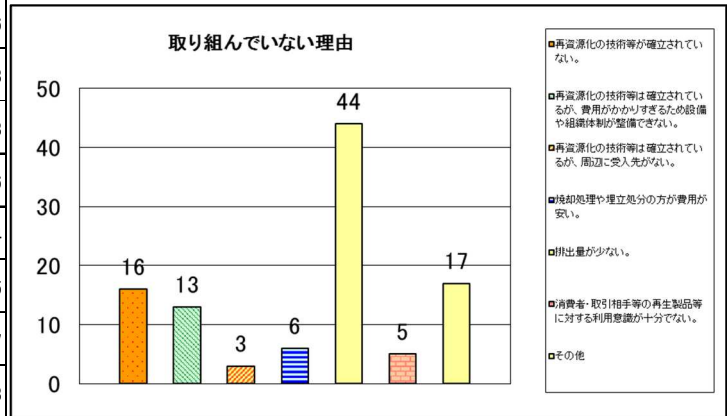


取組の内容については、「再資源化施設への受入基準に適合させるための分別の徹底」が225件と最も多く、次いで「再使用の取組強化」が多かった。

「その他」の具体的な記述をみると、リサイクル材の使用や廃棄物の資源化、廃棄物の分別を徹底して有価物として売却、従業員意識向上等の回答があり、各事業所で工夫している状況が見受けられる。

オ 取り組んでいない理由（複数回答可）

1	再資源化の技術等が確立されていない。	16
2	再資源化の技術等は確立されているが、費用がかかりすぎるため設備や組織体制が整備できない。	13
3	再資源化の技術等は確立されているが、周辺に受入先がない。	3
4	焼却処理や埋立処分の方が費用が安い。	6
5	排出量が少ない。	44
6	消費者・取引相手等の再生製品等に対する利用意識が十分でない。	5
7	その他	17
回答者数		83



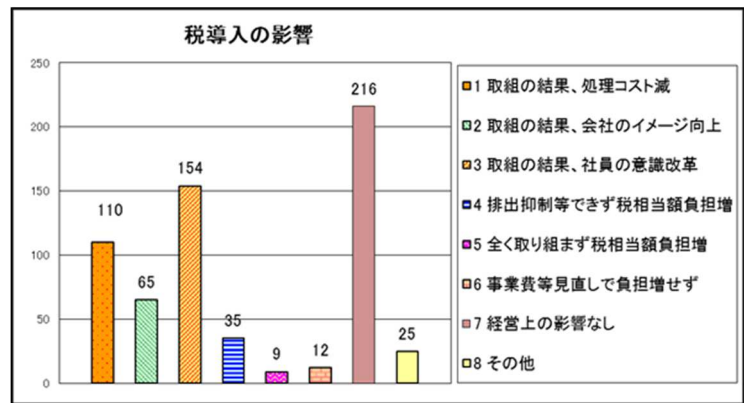
前述（1）で排出抑制等に「取り組んでいない」と回答した事業者に理由を尋ねたものである。

最も多かった回答は「排出量が少ない」であるが、「再資源化の技術等は確立されているが、費用がかかりすぎるため設備や組織体制が整備できない」や「焼却処理や埋立処分の方が費用が安い」というコスト面を理由とする回答も多い。

また、「再資源化の技術が確立されていない」との回答も多く、これからもリサイクルの促進・推進が必要であるといえる。

カ 税導入の影響（複数回答可）

1	排出抑制やリサイクル等の取組の結果、処理コスト減につながった。	110
2	排出抑制やリサイクル等の取組の結果、会社のイメージ向上につながった。	65
3	排出抑制やリサイクル等の取組の結果、社員の意識改革につながった。	154
4	排出抑制やリサイクル等に取り組もうとしたが、できなかったため、結果的に税相当額が負担増となった。	35
5	排出抑制やリサイクル等に全く取り組まなかったため、税相当額が負担増となった。	9
6	事業費等の見直しにより、負担増を押さえた。	12
7	産業廃棄物税の導入による経営上の影響はなかった。	216
8	その他	25
回答者数		493



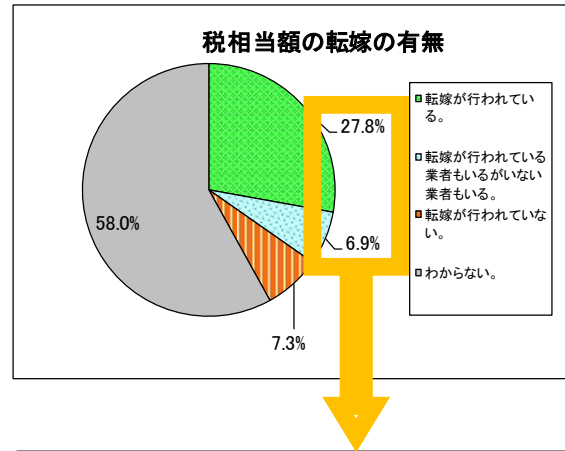
税の導入に伴う経営上の影響については「税導入による経営上の影響はなかった」が216件と最も多く、次いで「社員の意識改革につながった」、「処理コスト減につながった」など肯定的な回答を選択した事業者が多く、税導入により既に行っていた取組を見直し、後押しするきっかけになったものと思われる。

(4) 産業廃棄物税の制度について

税制度のねらいや期待した効果に係る意見を調査したもの

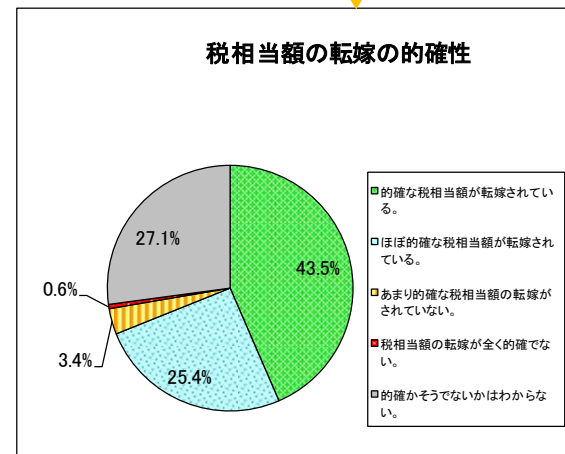
ア 税相当額の転嫁の有無

1	転嫁が行われている。	142	27.8%
2	転嫁が行われている業者もいるがいない業者もいる。	35	6.9%
3	転嫁が行われていない。	37	7.3%
4	わからない。	296	58.0%
回答者数(合計)		510	100.0%



イ 税相当額の転嫁の的確性

1	的確な税相当額が転嫁されている。	77	43.5%
2	ほぼ的確な税相当額が転嫁されている。	45	25.4%
3	あまり的確な税相当額の転嫁がされていない。	6	3.4%
4	税相当額の転嫁が全く的確でない。	1	0.6%
5	的確かそうでないかわからない。	48	27.1%
回答者数(合計)		177	100.0%

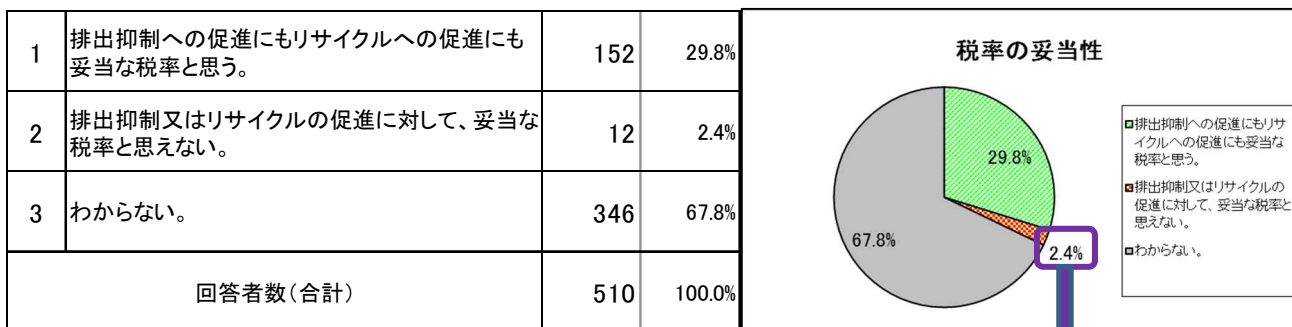


税の転嫁について見ると、その有無が「わからない」が58.0%と6割近くを占める。これは、事業者の多くが焼却や埋立を直接委託せず、再生利用を意識した前処理を委託するため、処理料金に税相当額が含まれていても意識できていないことが考えられる。

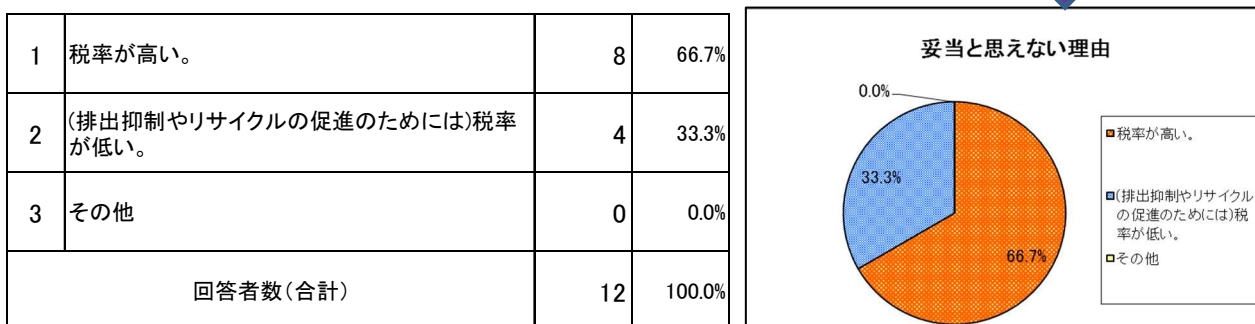
「転嫁が行われている業者もいるがいない業者もいる」、「転嫁が行われていない」がそれぞれ1割に満たないのに対し、「転嫁が行われている」は約3割となっている。

「転嫁が行われている」、「転嫁が行われている業者もいるがいない業者もいる」と回答した中では、「的確な課税相当額が転嫁されている」の43.5%と「ほぼ的確な課税相当額が転嫁されている」の25.4%を合わせて68.9%と7割弱に達し、概ね的確な転嫁が行われていると判断される。

ウ 税率の妥当性



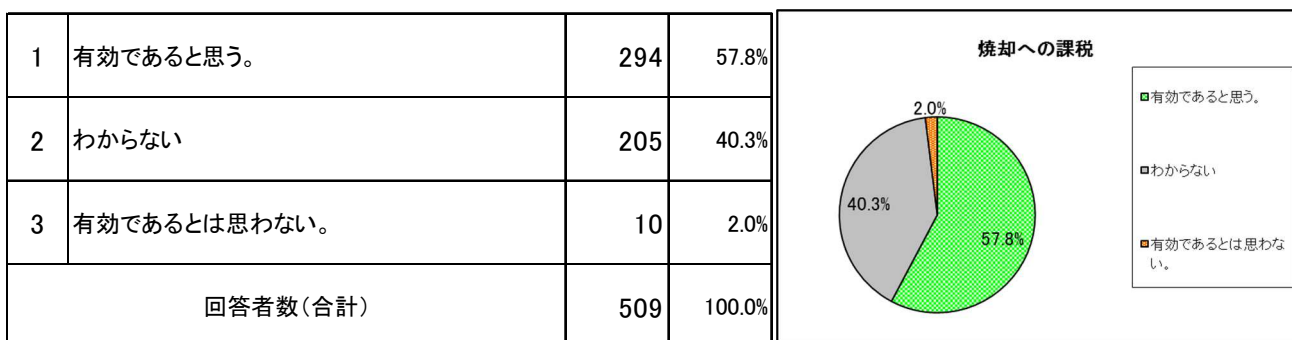
エ 妥当と思えない理由



税率の妥当性については、「わからない」が67.8%を占めるが、「排出抑制への促進にもリサイクルへの促進にも妥当な税率と思う」が29.8%であり、「排出抑制への促進にもリサイクルへの促進にも妥当な税率と思わない」は少数意見である。

「排出抑制又はリサイクルの促進にも妥当な税率と思わない」理由については、「税率が高い」との回答が多いが、「税率が低い」との回答もあった。

オ 焼却への課税



本県の税の特徴である中間処理施設への搬入段階のうち焼却施設への搬入段階に課税する制度については、「有効であると思う」が57.8%と6割近くを占め、有効でないとする意見は少数である。

カ 納税方式

1	適切な納税方式である。	265	52.0%	<p style="text-align: center;">納税方式</p> <p style="text-align: right;"> ■ 適切な納税方式である。 ■ わからない。 ■ 現在の納税方式は妥当ではない。 </p>
2	わからない。	243	47.6%	
3	現在の納税方式は妥当ではない。	2	0.4%	
回答者数(合計)		510	100.0%	

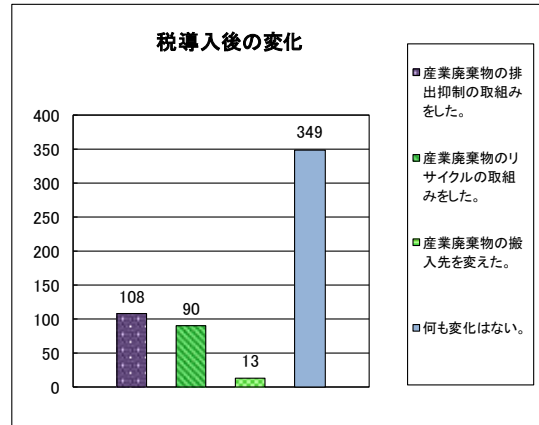
納税方式は、主に特別徴収制度に係ることであるが、「適切な納税方式である」が52.0%と半数を占める一方、「現在の納税方式は妥当ではない」もごく少数あった。

(5) 産業廃棄物税の広域的導入について

税の広域的導入に伴う取組等の変化を調査したもの

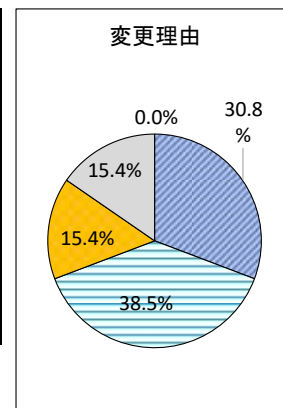
ア 税導入後の変化

1	産業廃棄物の排出抑制の取組みをした。	108
2	産業廃棄物のリサイクルの取組みをした。	90
3	産業廃棄物の搬入先を変えた。	13
4	何も変化はない。	349
回答者数		500



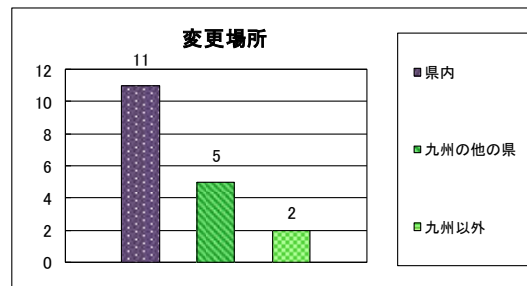
イ 変更理由

1	産業廃棄物税の負担を避けるため、課税のない地域に搬入することにした。	0	0.0%
2	リサイクルを行わない処理方法からリサイクルを行う処理方法への変更に伴い、搬入先を変更した。	4	30.8%
3	施設の廃止などにより、それまでの処理方法が継続できなくなったため搬入先を変更した。	5	38.5%
4	1及び2以外の理由で、より料金の安い施設があったため搬入先を変更した。	2	15.4%
5	その他	2	15.4%
回答者数(合計)		13	100.0%



ウ 変更場所

1	県内	11
2	九州の他の県	5
3	九州以外	2
回答者数		18



県内

1	北九州市	5
2	福岡市	2
3	それ以外の地域	5

九州の他の県

1	佐賀県	1
2	長崎県	2
3	熊本県	3
4	大分県	2
5	宮崎県	1
6	鹿児島県	0
7	沖縄県	0

九州以外

1	中国地方	1
2	近畿地方	0
3	四国地方	0
4	その他	0

産業廃棄物税を九州各県一斉で導入したことによる変化については、「変化なし」が最も多いが、それを除けば「リサイクルの取組をした」、「排出抑制の取組をした」との回答が多く、排出抑制やリサイクルの取組を推進していることが認められる。

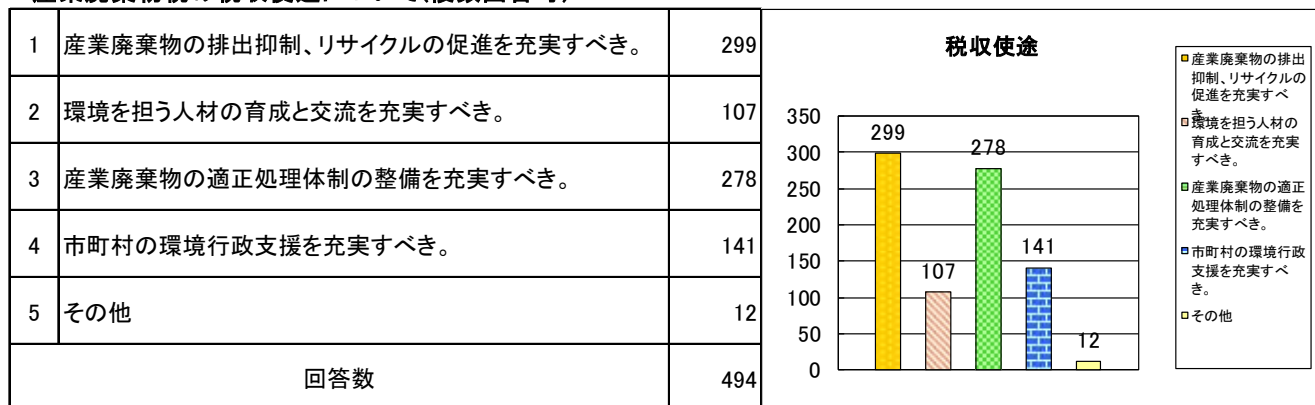
搬入先を変えた中では、「リサイクルを行う処理方法への変更に伴う搬入先の変更」が3割を占め、前述の「リサイクルの取組をした」等を含め、排出事業者に対するリサイクルへの誘導効果があったと思われる。

また、「負担を避けるため課税のない地域に搬入した」との回答はなく、本県から課税を避けるための他地域への搬出はほとんど生じなかったと思料される。

(6) 産業廃棄物税の税収使途について

産業廃棄物税は、産業廃棄物の排出抑制・リサイクルの促進、環境を担う人材の育成と交流、産業廃棄物の適正処理体制の整備、市町村の環境行政支援の4つを柱とする施策に充てられているが、今後どのような施策を充実すべきか調査したもの

産業廃棄物税の税収使途について(複数回答可)



税収使途については、「産業廃棄物の排出抑制・リサイクルの促進を強化すべき」が299件、「産業廃棄物の適正処理体制の整備を充実すべき」が278件と当該二つの柱に特に多く回答が寄せられた。

「市町村の環境行政支援を強化すべき」は141件、「環境を担う人材の育成と交流を強化すべき」は107件であった。

「その他」では、リサイクル産業育成のための施設設備への支援、公営の安い廃プラ処理場が欲しい、使途や目的を明確にして成果が確認できるようにしてほしい、などの回答があった。

【自由意見欄】

税収の使途や情報発信等について、幅広い意見が寄せられた。

○税収の使途について

- ・ 小規模事業者の分別解体や届出安全施行の指導等を強化していただきたい。
- ・ (税を) 最終処分場の整備増設に使うべきと考える。
- ・ ビルの解体など、老朽化対策に税を使用すべき。
- ・ 企業の産廃担当者向けの講習会等の充実。
- ・ 不法投棄や処理の問題。
- ・ 中国の廃プラスチック輸入禁止により、国内に滞留し、サーマルリサイクルを含む焼却に廻ったと思う。国内のリサイクル製品の需要が少ないので、リサイクル製品の需要を上げる(単価を上げるetc…)ように税を使用してほしい。
- ・ 廃棄物に異物を混入させる悪質な業者に対し、モラル向上やシステム構築について税を利用できないか。
- ・ 分別の回収体制に税を使用すべき。

○情報発信、広報等について

- ・ 産業廃棄物税の世間一般向けPR広報活動不足。
- ・ いくら税収があって何に使われているのか見えない。
- ・ わかりやすくメディアなどに取り上げて貰い、広く説明してもらえると良い。
- ・ 産業廃棄物税が始まってからの効果を知らせてほしい。
- ・ 産廃税の使い道について予算と結果をよりオープンにして欲しい。
- ・ 産業廃棄物税についてまだ認知が低いと思う。たくさんの方に知っていただき産廃物の排出抑制、リサイクルに繋がるようPRが必要。

○その他

- ・ 中間処理施設を経て最終処分場に搬入された場合、中間処理業者が処理料金に税相当分を適正に転嫁して排出事業者に請求しているかわからない。
- ・ 社会環境の改善や企業活動の繁栄、人材登用(働く場)の活発化に税を活用してもらえれば言うことはありません。
- ・ 中国の廃プラスチック輸入禁止により、廃プラスチック品のリサイクルができなくなってしまい処理料負担が多くなってきました。税を処理料負担軽減対策費に使用していただきたいと思います。
- ・ 産廃量を適正に把握し、課税を確実にしてほしい。
- ・ 経済活動がうまく機能する程度の税制度をお願いしたい。

3 特別徴収義務者からの意見

条例施行後の状況に対する意見等を、特別徴収義務者により構成されている福岡県産業廃棄物納税推進協議会との意見交換会を実施して集約した。

意見として、申告手続きに関する事、排出事業者の中で税への理解度に偏りがあることの改善、税収を不法投棄の撤去費用などには充当しないことなどが挙げられた。

特に排出事業者への税制度の周知の徹底を課題と考えているとの意見が多く寄せられた。

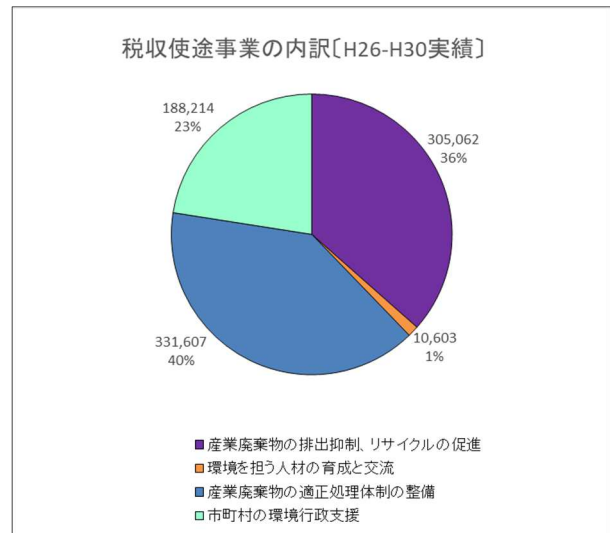
4 税収使途事業について

(1) 産業廃棄物税収使途事業のこれまでの実施事業（方針）について

産業廃棄物税の税収は、条例第18条により、「産業廃棄物税の賦課徴収に要する費用を控除した額を、産業廃棄物の排出抑制、再生利用等の促進その他適正な処理の推進を図る施策に要する費用に充てなければならない。」と規定されている。

条例の規定を具体化するに当たり、税収を用いる事業（以下「税収使途事業」という。）については、施策の柱として「産業廃棄物の排出抑制、リサイクルの促進」、「環境を担う人材の育成と交流」、「産業廃棄物の適正処理体制の整備」、「市町村の環境行政支援」の4項目を位置づけてそれぞれの柱に属する事業を実施することにより、効果的な事業実施の確保を図っている。

また、広域化、巧妙化する産業廃棄物の不法投棄・不適正処理への対処をより強化するため、新たな事業に対して税収を充当することとした。



(2) 各事業の成果について

ア 産業廃棄物の排出抑制、リサイクルの促進(充当額：305,062千円〔H26-H30合計〕)

産業廃棄物の排出を抑制し、リサイクルを促進するため、排出事業者及び処理業者に対する効果的で高度なりサイクル設備等の導入支援や、先進的なりサイクル技術の事業化を目指す企業・団体などの取組への支援を実施した。

以下、主な事業について実績を記載している。

① 産業廃棄物リサイクル施設整備費 153,697千円〔H26-H30合計〕

産業廃棄物のリサイクル施設の整備に要する経費の一部を補助することにより、産業廃棄物の減量化や資源の有効活用を図った。具体的には、先導性を有し、リサイクル・減量化効果が高い施設整備事業に対し、補助率1/3、補助額30,000千円の範囲内で補助を行った。

採択事業一覧〔H26-H30〕 8件

年度	事業内容	実施地	補助額 (千円)
H26	無電解ニッケルめっき廃液からのニッケル及びリン資源のリサイクル	粕屋町	14,360
H27	廃ガラスびんをリサイクルした軽量資材の製造事業	朝倉市	18,233
	動植物性残さ（こんにゃく、天草）の土壌改良材原料化を行うリサイクル施設整備	篠栗町	19,265
H28	産業廃棄物リサイクルによる有機肥料製造（施設の改造）	八女市	30,000

H29	混合廃棄物のリサイクル選別施設	須恵町	7,500
	二次電池リサイクルプラント建設	北九州市	30,000
H30	固形燃料（RPF）生産における難破砕物対応型破砕機の整備	大牟田市	11,321
	廃石膏ボード由来剥離紙の有効原料化	宇美町	22,444

② リサイクル製品活用促進費 29,155千円 [H26-H30合計]

リサイクル製品の認定制度を設け、リサイクル製品を認定するための審査や、製品検査を実施するとともに、認定された製品の普及促進を図るため、環境展への出展等を行った。

認定リサイクル製品販売実績額推移

年 度	H19	H20	～	H26	H27	H28	H29	H30
総販売額 (百万円)	1,951	6,414	～	20,717	20,494	21,250	21,920	21,817
認定製品数	219	277	～	397	401	406	408	416

③ 廃棄物情報管理・提供システム運営費 43,227千円 [H26-H30合計]

産業廃棄物の処理実績を集計する「廃棄物情報管理・提供システム」を活用し、福岡県全域における廃棄物の発生、処理の状況を把握することにより、廃棄物処理計画の進行管理を行うとともに、廃棄物の排出抑制、適正処理の促進に関する諸施策に活用した。

産業廃棄物の排出抑制、リサイクルの促進に関する事業については、リサイクル施設の増加、リサイクル製品利用の増加等の効果が上がっていることから、引き続き税収を充当することとする。

イ 環境を担う人材の育成と交流(充当額：10,603千円 [H26-H30合計])

排出事業者、廃棄物の処理業者・再生事業者、再生品の利用事業者が、廃棄物や再生品の技術などに関する情報を共有し新たなリサイクルルートを実現するための支援を行うとともに、環境分野におけるネットワークを構築することを目的とした事業を実施した。

・環境人材育成・ネットワーク事業費 10,603千円 [H26-H30合計]

環境研修や研究発表会、情報交換会の開催や展示会への出展を行うことにより、幅広く人材育成を図るとともに、リサイクル関連企業や大学関係者等とのネットワークの構築を行った。

研修事業参加者数

年 度	H26	H27	H28	H29	H30
参加者数	107	141	115	178	162

環境を担う人材の育成は、循環型社会の育成に不可欠な基礎的事項である。研修には毎年一定数の参加者がおり、人材育成が進んでいることから、今後とも長期的な視野での効果を図りつつ推進していくこととする。

ウ 産業廃棄物の適正処理体制の整備(充当額：331,607千円[H26-H30合計])

巧妙化する不法投棄・不適正処理に対応するため、産業廃棄物処理に係る監視指導を強化するとともに、産業廃棄物の処理の安全性、信頼性を高めるための排出事業者責任の周知徹底等に取り組むことにより、適正処理体制を整備していくこととし、具体的には以下のような事業を実施した。

① 産廃処理指導強化費 280,104千円[H26-H30合計]

警察官OBである廃棄物不法投棄等対策専門員による立入検査や、監視パトロール車による巡回指導等を実施した。

監視立入件数のうち指導に至った件数の割合

年度	H26	H27	H28	H29	H30
割合(%)	38%	34%	27%	27%	29%
指導件数 ／立入件数	1729 ／4565	1785 ／5238	1526 ／5679	1520 ／5694	1528 ／5260

② 産廃不適正処理対策費 30,973千円[H26-H30合計]

排出事業者等に対する監視指導の強化、不法投棄対策を実施した。

排出事業者、処理業者講習会の受講者数

年度	H26	H27	H28	H29	H30
排出事業者	370	370	480	339	301
処理業者	1,751	1,886	1,908	1,889	1,755

③ 産業廃棄物処分業者実務研修事業費 9,396千円[H26-H30合計]

公益社団法人福岡県産業資源循環協会が実施する、産業廃棄物処理業者を対象とした関連法規の内容や手続き等に係る研修事業の経費を補助した。

研修参加者数

年度	H26	H27	H28	H29	H30
参加者数	1098	860	831	892	789

④ 産業廃棄物監視指導強化事業費 11,134千円[H29-H30合計]

中間処理施設に起因する不適正処理事案の長期化、拡散の未然防止・早期対応を図り、また、県外排出業者に対して管轄自治体と連携して監視指導を強化することにより、改善コストの低減や行政代執行の回避によるコストの低減を図った。

(参考) 本県における不法投棄等不適正処理の推移(1件当たり10t以上のもの)

	年度	H17	H18	H19	～	H26	H27	H28	H29
不法投棄	件数	5	2	5	～	2	0	0	2
	量(t)	887	171	103	～	1,334	0	0	250
不適正処理	件数	7	6	3	～	0	1	0	0
	量(t)	916	3,451	2,165	～	0	2,594	0	0

監視指導体制の強化等により、税導入当初に比べて近年は大規模な不法投棄等の件数が減少しており、抑止力が働いていると考えられる。一方で、産業廃棄物の不法投棄等不適正処理は、広域化・巧妙化・悪質化の傾向があることなどから、産業廃棄物の適正処理体制の整備のため、引き続き実施していくこととする。

エ 市町村の環境行政支援(充当額：188,214千円[H26-H30合計])

産業廃棄物の適正処理の促進に向けて、処理施設周辺の環境対策や不法投棄の監視体制の整備などの各種施策に積極的に取り組む市町村に対する支援を行うことを目的として、保健所設置市に対しては「保健所設置市産廃対策交付金」を、それ以外の市町村の取組については「市町村産廃対策支援事業費補助金」を、それぞれ交付した。

① 保健所設置市産廃対策交付金 170,926千円[H26-H30合計]

産業廃棄物の適正処理を推進するため、保健所設置市（北九州市、福岡市、大牟田市、久留米市）が実施する事業を対象として交付金を交付した。

保健所設置市産廃対策交付金の実績

(単位：千円)

年 度	北九州市	福 岡 市	大牟田市	久留米市	合 計
H26	11,594	9,811	8,027	8,027	37,459
H27	9,738	8,239	6,741	6,741	31,459
H28	10,157	8,594	7,032	7,032	32,815
H29	10,506	8,889	7,273	7,273	33,941
H30	10,882	9,208	7,533	7,533	35,156

各保健所設置市の事業実績（主な事業）

北九州市	<ul style="list-style-type: none"> ・不法投棄多発時間帯パトロールの実施、不法投棄多発箇所への防止啓発看板の設置 ・産業廃棄物の減量化やリサイクルに関する技術情報を事業者へ提供 ・処理施設の適正処理の確認、指導及びエコテクノの開催
福 岡 市	<ul style="list-style-type: none"> ・相談業務嘱託員や産廃指導専門員の設置 ・閉庁日の監視体制の整備
大牟田市	<ul style="list-style-type: none"> ・監視カメラ、夜間パトロール及び警察OB職員の配置等による不法投棄の予防 ・不法投棄地への看板設置 ・環境イベントや広報誌による市民啓発
久留米市	<ul style="list-style-type: none"> ・監視カメラ、休日夜間パトロール及び警察OB嘱託職員の配置による不法投棄防止 ・不法投棄防止用看板の設置 ・産業廃棄物処理業者等への立入調査・指導 ・最終処分場や不法投棄現場周辺での水質調査及び焼却施設でのダイオキシン類調査 ・環境イベントや広報誌による啓発

② 市町村産廃対策支援事業費 17,288千円[H26-H30合計]

保健所設置市以外の市町村が、産業廃棄物の適正処理を推進するために実施する環境調査などの対策事業や、不法投棄対策として実施する監視カメラの設置等に対し、補助金を交付した。

事業概要

事業名		対象	事業内容	補助率	補助額
産業廃棄物 適正処理確 認事業	周辺地域環 境調査事業	産業廃棄物最 終処分場の周 辺地域がある 市町村	最終処分場周辺地域の環境調査（水域水質調査、 水域底質調査、地下水水質調査）に対する補助	1/2 以内	3,000千円 以内
	廃棄物確認 調査事業		最終処分場に搬入される廃棄物の確認調査（委託 費）に対する補助		
不法投棄防止対策事業		市町村	監視カメラ、看板等の工作物の設置などに対する 補助	1/3 以内	1,000千円 以内

事業実績

年度	産業廃棄物適正処理確認事業実施市町村数		不法投棄防止 対策事業実施 市町村数	補助金交付 市町村数	補助金交付額 (千円)
	周辺地域 環境調査事業	廃棄物確認 調査事業			
H26	3市	1市	2市	6市町	3,005
H27	3市	1市	3市1町	8市町	3,629
H28	3市	1市	2町	6市町	4,467
H29	3市	1市	—	4市町	2,609
H30	4市	1市	1市1町	7市町	3,505

市町村に対する支援により、産業廃棄物の適正処理に対する一定の効果が確認されるため、今後も、これらの事業を実施していくこととする。

VI 産業廃棄物税の効果等

1 産業廃棄物量の推移に見る効果

産業廃棄物税の導入効果を検証する中で、産業廃棄物の処理・処分の状況や課税状況の推移を概観すると、産業廃棄物の焼却処分量や最終処分量は、近年小幅な増減があるが一定水準で推移しており、税導入当初に比べると減少している。

また、近年景気が回復基調にある中で産業廃棄物の発生量、排出量は減少していることから、事業者の努力により発生・排出が抑制されていることが分かる。

2 事業者の意識と取組に対する効果

排出事業者に対する意識調査の結果、産業廃棄物処理の状況については、発生量・排出量ともに増加の傾向があると回答した事業者が多いものの、焼却処分量・最終処分量については減少傾向にあると回答した事業者が多いとの結果が出ており、排出事業者のリサイクルの取組開始や意識の変化により、処分量が減少し、再生利用に回る量が増えていると考えられる。

税制度については、税率や納税方式等のいずれも比較的妥当と受け止められている。九州各県で一斉に導入したことによる取組等の変化については、排出抑制やリサイクルに取り組んだとの回答も多く、排出抑制やリサイクルへの誘導効果が認められる。

3 税収使途事業の効果

税収使途事業については、条例の趣旨に合致した適切な事業の推進が図られている。

リサイクルの促進に係る事業の実施により、リサイクル製品の販売実績が増加しているほか、「監視指導体制の強化」や「市町村の環境行政支援」に係る事業の実施により、大規模な不法投棄等の件数が減少するなどの事業効果が認められることから、各事業によって一定の効果が得られていると評価できる。

VII 結論

○産業廃棄物税は、循環型社会づくりに向けた様々な環境政策と相まって、産業廃棄物の排出量削減や排出事業者のリサイクル等の取組促進など一定の効果を発揮しており、今後も効果を期待できる。

○産業廃棄物の発生量は産業廃棄物税の導入時と比較して減少しているものの（H28年度 約1,684万トン）、排出抑制やリサイクルの推進の取組は、なお重要な政策課題である。

以上のことから、本条例を引き続き施行し、今後5年を目途に施行の状況等を勘案し、必要があると認めるときは、改めて規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるべきである。